

朝日山地森林生態系保護地域管理委員会の再編等について（案）

朝日山地森林生態系保護地域管理委員会（以下「朝日管理委員会」）については、以下のとおり再編することとしたい。

1. 設置

朝日山地森林生態系保護地域（以下「保護地域」）の管理状況及びモニタリング調査に係る事項について協議し、保護地域の円滑な保全管理を図るため、東北森林管理局保護林管理委員会（以下「委員会」）の部会として設置。

2. 名称

朝日山地森林生態系保護地域部会（以下「部会」）

3. 部会委員

- ・ 朝日管理委員会の各委員へ、引き続き部会委員となることについての意向確認を行う。
- ・ 任期は、委嘱した日から翌年度末とする（委員会委員の任期とあわせる）。

4. 審議事項

- ・ 森林生態系の保護及び入林者のマナーに関する事項
- ・ 保護地域のボランティア巡視等に関する事項
- ・ 保護地域のモニタリングに関する事項
- ・ 保護地域内の人工林の天然林への誘導に関する事項
- ・ その他保護地域の管理に関する事項

5. 委員会と部会との関係

- ・ 部会の座長は委員会の委員も兼ねる。
- ・ 保護地域の管理については、まず部会で審議し、委員会へ部会の審議結果を報告する。

6. 設置要領案 別紙のとおり。

7. その他

- (1) 当面の間、保護地域において行っている「保護林モニタリング調査」（計画課発注）と「朝日山地森林生態系保護地域モニタリング調査」（技術普及課発注）については、従前のとおり維持することとする。
- (2) 今後も、部会での審議、報告内容及び保護地域に関する情報については、関東森林管理局と十分に共有し意思疎通を図る。

東北森林管理局保護林管理委員会設置要領

(平成28年2月2日27東計第37号-2)

最終改正 平成 年 月 日 東計第 号

第1 趣旨

「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知)第6の1の規定に基づく保護林管理委員会(以下「委員会」という。)を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定める。

第2 所掌事務

委員会は、東北森林管理局管内における保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに緑の回廊を含む保護林に関連する生物多様性の保全についての検討を行う。

第3 組織

- 1 委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家等のうち、森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。ただし、委員が任期中に70歳に達する場合には再任しない。
- 4 必要に応じて委員会の下に専門的な検討を行うための部会等を置くことができる。

第4 運営

- 1 委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、議事を統括する。
- 3 委員会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の学識経験者、関係地方公共団体等に対し、委員会への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 4 委員会は原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。

第5 事務局

委員会に関する庶務は、東北森林管理局計画課において行う。

第6 朝日山地森林生態系保護地域部会

- 1 第3の4の規定に基づき、朝日山地森林生態系保護地域(以下「保護地域」という。)の管理状況及びモニタリング調査に係る事項について協議し、保護地域

の円滑な保全管理を図るため、朝日山地森林生態系保護地域部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について審議を行うものとする。
 - (1) 森林生態系の保護及び入林者のマナーに関する事項
 - (2) 保護地域のボランティア巡視等に関する事項
 - (3) 保護地域のモニタリングに関する事項
 - (4) 保護地域内の人工林の天然林への誘導に関する事項
 - (5) その他保護地域の管理に関する事項
- 3 部会については、第3の規定（ただし、第3の4を除く。）、第4の規定及び第7の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。
- 4 部会に関する庶務は、朝日庄内森林生態系保全センターにおいて行う。

第7 その他

- 1 森林管理局長は必要に応じ、委員会の委員に意見を求めることができる。
- 2 国有林野の処分等に伴い、保護林等の区域変更等の検討を早急に行う必要性が生じた場合、書面により委員会の各委員から意見の聴取を行うことができるものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則（平成28年2月2日東計第37号-2）

この要領は、平成28年2月2日から施行する。

附則（平成 年 月 日 東計第 号）

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

東北森林管理局保護林等設定管理委員会設置要領の新旧対照表（案）

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>東北森林管理局保護林管理委員会設置要領</p> <p>第1 趣旨 「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）第6の1の<u>規定</u>に基づく保護林管理委員会（以下「委員会」という。）を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定める。</p> <p>第2 所掌事務 委員会 は、東北森林管理局管内における保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに緑の回廊を含む保護林に関連する生物多様性の保全についての検討を行う。</p> <p>第3 組織 1 委員会 の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家等のうち、<u>森林管理局長</u>が委嘱した者で構成する。 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、<u>前任者の残任期間</u>とする。 3 委員は、再任することができる。ただし、<u>委員が任期中に70歳に達する場合には再任しない。</u> 4 必要に応じて<u>委員会</u>の下に専門的な検討を行うための部会等置くことができる。</p> <p>第4 運営 1 委員会 の委員長は、委員の互選により選任する。 2 委員長は、議事を統括する。 3 委員会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の学識経験者、関係地方公共団体等に対し、<u>委員会</u>への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。 4 委員会は原則公開とする。ただし、委員会は、議事の内容に応じた非公開とすることができる。</p> <p>第5 事務局 委員会 に関する庶務は、東北森林管理局計画課において行う。</p> <p>第6 <u>朝日山地森林生態系保護地域</u>（以下「保 1 <u>第3の4の規定</u>に基づき、<u>朝日山地森林生態系保護地域</u>（以下「保</p>	<p>東北森林管理局保護林等設定管理委員会設置要領</p> <p>第1 趣旨 「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）第6の1の<u>規程</u>に基づく保護林等設定管理委員会（以下、「管理委員会」）を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定める。</p> <p>第2 所掌事務 管理委員会 は、東北森林管理局管内における保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに緑の回廊を含む保護林に関連する生物多様性の保全についての検討を行う。</p> <p>第3 組織 1 管理委員会 の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家等のうち、<u>森林管理局長</u>が委嘱した者で構成する。 2 委員の任期は、委嘱した日から当該年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、<u>前任者の残任期間</u>とする。 3 委員は、再任することができる。 4 必要に応じて<u>管理委員会</u>の下に専門的な検討を行うための部会等置くことができる。</p> <p>第4 運営 1 管理委員会 の委員長は、委員の互選により選任する。 2 委員長は、議事を統括する。 3 管理委員会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の学識経験者、関係地方公共団体等に対し、<u>管理委員会</u>への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。 4 管理委員会は原則公開とする。ただし、委員会は、議事の内容に応じた非公開とすることができる。</p> <p>第5 事務局 管理委員会 に関する庶務は、東北森林管理局計画課において行う。 (新設)</p>

護地域」という。)の管理状況及びモニタリング調査に係る事項について協議し、保護地域の円滑な保全管理を図るため、朝日山地森林生態系保護地域部会(以下「部会」という。)を設置する。

2. 部会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について審議を行うものとする。

(1) 森林生態系の保護及び入林者のマナーに関する事項

(2) 保護地域のボランティア巡視等に関する事項

(3) 保護地域のモニタリングに関する事項

(4) 保護地域内の人工林の天然林への誘導に関する事項

(5) その他保護地域の管理に関する事項

3. 部会については、第3の規定(ただし、第3の4を除く。)、第4の規定及び第7の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

4. 部会に関する庶務は、朝日庄内森林生態系保全センターにおいて行う。

第7 その他

1 森林管理局長は必要に応じ、委員会の委員に意見を求めることができる。

2 国有林野の処分等に伴い、保護林等の区域変更等の検討を早急に行う必要性が生じた場合、書面により委員会各委員から意見の聴取を行うことができるものとする。

3 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第6 その他

1 森林管理局長は必要に応じ、委員会の委員に意見を求めることができる。

2 国有林野の処分等に伴い、保護林等の区域変更の検討を早急に行う必要性が生じた場合、書面により管理委員会各委員から意見の聴取を行うことができるものとする。

3 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が管理委員会に諮って定める。